

補強工事費のみの申請の場合

申請者	市
1. 交付申請書（契約前に申請してください。） ① 交付申請書（第1号様式） ② 耐震工事見積書の写し ③ 付近見取図（原則 1/2500 以上の地図） ④ 昭和56年5月31日以前の建築を証明するもの（次のいずれかの写し） I）建築確認通知書 II）固定資産登録事項証明書（家屋） III）家屋登記簿 ⑤ 既存の診断結果（ 耐震診断結果報告書含む ）及び配置・平面図 ⑥ 補強計画の診断結果及び平面図 ⑦ 静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し ⑧ 申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書（耐震改修促進税制について要協議） ⑨ 通知連絡先（設計士等の名称、住所、電話、FAX等） ※補助額上乗せの場合は更に以下を添付 ⑩ 高齢者等を証明するもの（写し） I）65歳以上のみの居住者の証明（年金受給者証、健康保険証又は運転免許証） II）身体障害程度等級が1・2級の者（身体障害者手帳） III）要介護・要支援者（介護保険被保険者証） IV）知的障害者（療育手帳） V）精神障害者（精神障害者保険福祉手帳） ⑪ 家族構成報告書 ●在宅避難促進割増は別紙 1-1	受理
受領	交付決定通知
契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。）	
2. 変更承認申請書 施工箇所及び施工方法の変更、補助金の額の変更の場合 ② 変更承認申請書（第5号様式）●在宅避難促進割増は別紙 1-1 ② 申請時の書類のうち変更があるもの	受理
3. 中止又は廃止の場合 ① 計画廃止（中止）届（第7号様式）（理由を記載）	変更承認通知
事業完了	
3. 実績報告書 事業完了をしてから30日以内かつ2月下旬くらいまでに ① 事業完了実績報告書（第8号様式）（監理者印要） ② 工事契約書又は領収書の写し（契約者や宛名は申請者として下さい） ③ 工事写真（施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時） ④ 静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し（補強計画作成者と耐震性能の確認者が異なる場合） ●在宅避難促進割増は別紙 1-1	受理
受領	確定通知
4. 請求書（第10号様式 確定通知書受領後10日以内） 追加添付 通帳の写し（口座や支店名の記載がある部分）	支払い通知

補強計画費及び工事費の申請をする場合

申請者	市
<p>1. 交付申請書（契約前に申請してください。）</p> <p>① 交付申請書（第1号様式）</p> <p>② 耐震補強計画策定見積書の写し</p> <p>③ 耐震工事見積書の写し（概算）</p> <p>④ 付近見取図（原則 1/2500 以上の地図）</p> <p>⑤ 耐震診断結果</p> <p>⑥ 既存の配置図及び平面図</p> <p>⑦ 昭和56年5月31日以前の建築を証明するもの（次のいずれかの写し）</p> <p>Ⅰ）建築確認通知書</p> <p>Ⅱ）固定資産登録事項証明書（家屋）</p> <p>Ⅲ）家屋登記簿</p> <p>⑧ 申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書（耐震改修促進税制について要協議）</p> <p>⑨ 通知連絡先（設計士等の名称、住所、電話、FAX 等）</p> <p>※補助額上乘せの場合は更に以下を添付</p> <p>⑩ 高齢者等を証明するもの（写し）</p> <p>Ⅰ）65歳以上のみの居住者の証明（年金受給者証、健康保険証又は運転免許証）</p> <p>Ⅱ）身体障害程度等級が1・2級の者（身体障害者手帳）</p> <p>Ⅲ）要介護・要支援者（介護保険被保険者証）</p> <p>Ⅳ）知的障害者（療育手帳）</p> <p>Ⅴ）精神障害者（精神障害者保険福祉手帳）</p> <p>⑪ 家族構成報告書 ●在宅避難促進割増は別紙 1-1</p>	<p>受理</p> <p>交付決定通知</p>
<p>受領</p>	
<p>契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。）</p>	
<p>2. 変更承認申請書（補強計画策定後に申請が必要になります）</p> <p>耐震補強計画策定後の場合</p> <p>① 変更承認申請書（第5号様式）</p> <p>② 耐震工事見積書の写し</p> <p>③ 補強計画の診断結果（耐震診断結果報告書含む）及び平面図</p> <p>④ 静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し</p> <p>施工箇所及び施工方法の変更、補助金の額の変更の場合</p> <p>① 変更承認申請書（第5号様式） ●在宅避難促進割増別紙 1-1</p> <p>② 申請時の書類のうち変更があるもの</p> <p>3. 中止又は廃止の場合 ◎補強計画策定事業は別紙 1-2 へ</p> <p>① 計画廃止（中止）届（第7号様式）（理由を記載）</p>	<p>受理</p> <p>変更承認通知</p>
<p>受領</p>	
<p>事業完了</p>	
<p>3. 実績報告書 事業完了をしてから30日以内かつ2月下旬くらいまでに</p> <p>① 事業完了実績報告書（第8号様式）（監理者印要）</p> <p>② 補強計画策定の契約書又は領収書の写し（契約者や宛名は申請者として下さい）</p> <p>③ 工事契約書又は領収書の写し（契約者や宛名は申請者として下さい）</p> <p>④ 工事写真（施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時）</p> <p>⑤ 静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し（該当者のみ）●在宅促進別紙 1-1</p>	<p>受理</p> <p>確定通知</p>
<p>受領</p>	
<p>4. 請求書（第10号様式 確定通知書受領後10日以内）</p> <p>追加添付 通帳の写し（口座や支店名の記載がある部分）</p>	<p>支払い通知</p>

1. 在宅避難促進割増の条件について

地震発生後の避難所生活における感染リスクの回避のため、自宅での生活を継続できるように耐震補強工事を行う際の補助金について割増を実施します。申請時に追加して添付を求める資料については下記のものとしします。

●交付申請時または、工事中の変更承認申請時に追加で提出するもの

- ① 耐震補強 PR の要件確認書
- ② 寝室、居間にある家具で、位置、高さ等、寝る場所、座る場所を図示した平面図（家電は明記不要）

●実績報告時に追加で提出するもの

- ① 耐震補強 PR の要件確認書（ⅠかつⅡⅢのいずれか）
 - Ⅰ) 耐震補強 PR 看板を設置した写真
 - Ⅱ) 耐震補強の現場見学会又は完成見学会を実施した写真
 - Ⅲ) 耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真
- ② 固定の必要な家具の配置及び固定した状況が分かる写真

2. 木造住宅補強計画策定事業の条件について

高齢者等がやむを得ず耐震補強工事を断念し、耐震補強計画のみ実施する場合、下記の条件を満たす場合に限り、14万4千円を上限に補助します。（交付決定前に耐震補強計画を策定したものは含まない）

高齢者世帯等であること

命を守る対策として、耐震シェルターもしくは防災ベッドを設置するもの

※今後、耐震補強工事に対する補助金の活用はできなくなります。

●変更承認申請時に提出するもの

- ① 変更承認申請書
- ② 申請時のうちその他変更があるもの

●実績報告時に提出するもの

- ① 事業完了実績報告書（第8号様式）（監理者印不要）
- ② 補強計画策定の契約書又は領収書の写し
- ③ 耐震補強計画書及び補強後の平面図
- ④ 静岡県耐震診断補強相談士の確認を証するものの写し
- ⑤ 耐震シェルターもしくは防災ベッドの実績報告書の写し
- ⑥ 耐震シェルターもしくは防災ベッドの設置状況が分かる写真

耐震診断結果報告書（補強計画策定時）

年 月 日

所有者等
_____ 様

報告者 住所 _____
氏名 _____

下記のとおり、補強計画策定時における耐震診断結果（現況）を報告します。

記

1 耐震診断結果（全階）

階	方向	上部構造評点※1	備考
1	X		
	Y		
2	X		
	Y		
	X		
	Y		

※1 上部構造評点の判定：1.5 以上（倒壊しない）
1.0 以上～1.5 未満（一応倒壊しない）
0.7 以上～1.0 未満（倒壊する可能性がある）
0.7 未満（倒壊する可能性が高い）

2 耐震診断結果を踏まえた耐震改修範囲に係る所有者等の意向（選択）
（所有者等の意向を確認して、以下の①～③のうちどれか1つに○を記載）

- 【 】 ①1階のみを改修
- 【 】 ②全階を改修
- 【 】 ③その他（ ）

3 その他
